

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項に基づき住民等から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見を、この公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和5年6月9日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ新掛川店 掛川市大池2774-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ギガス 愛知県名古屋市中東区高社二丁目130 代表取締役 河瀬正樹

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設

4 届出年月日

令和5年1月23日

5 意見の概要

届出店舗北側に設置する入口は、市道鳥居細田線を挟んだ向かいにある店舗の出口と位置が重複しており、出口からの右折出庫と届出店舗入口への右折入庫が同時に行われることは危険であることから、入口位置を変更すること。